

日本気象学会安保研究会

6月16日、日本気象学会主催による新安保研究会が研修所東京教室において開かれた。

15日夜に右翼や警察官による学生殺傷や、アイクが果して来日するかしないかの決定のぎりぎりのときであったという一種の興奮したような情勢も関係してか、主催者の予想をはるかに上廻った集会となった。ぎっしりと3人掛け4人掛けとなって廊下や隣の教室に150人以上の人があふれていた。

講師は東大法律学教室の助教授坂本義和氏および本庁企画課長の古谷源吾氏であった。

坂本氏は新安保条約にはいくつ問題点がふくまれているが、よくいわれる事前協議一つをとりあげてもきわめて危険性が含まれていることをまず一番に指適した。

すなわち、「核武装はしないことになっていて、もし、もち込むようなときは事前協議の対象になると政府はいつているが、これはおかしい。たとえば日本近海から極東付近をアメリカ第7艦隊は游泳していきどき横須賀に入港している。アメリカ政府自身でその第7艦隊は史上最大の装備と性能を有しているといっているくらいであるから、これが核兵器をもっていないと考えるのは果して常識的であろうか。また、米軍基地に核兵器がもち込まれるときには事前協議をすることになるが、事前協議の発議は日本がしなければならない。しかし、米国の基地を調べることが不可能な日本は果してできるであろうか。核兵器あるなしの挙証能力をもっているであろうか。これ一つだけを取りあげても、事前協議があるから今

後安心であるということは全く無意味であることがわかる」と、事前協議だけからも極めて新安保条約の危険性があることが明らかにされた。

終って質問は活潑に行われた。例えば新安保の批准を政府が強行しなければならないための経済的な理由はなんであるとか、アイクの訪日をこれほど無理じいして行なおうとする米国側の必然性は何かなどであった。

次に行われた本庁企画課長は主として現行の行政協定の第8条と新安保が批准された場合、この現行行政協定に代わる地位協定第8条についての比較であった。

ここで明らかにされたことは、新安保条約は相務協定であるというのに気象に関しては全くの片務協定であること。また従来みのがされていたことであるが協定に従ってアメリカに提供する義務を負わされているものは気象資料ではなく気象業務そのものであるということである。この点に関して会員から深い憂慮が示された。すなわち、状況によっては気象業務全般がアメリカ軍へのれい属下に入ることもあるのではないか。そして、この点の憂慮をなくすためには、アメリカに提供するものは気象資料に限るべきではないかとの意見などが出された。

古谷氏は、この点については心配ないと強調した。しかし、それにもかかわらず会員の疑問は相残らず払拭できなかつた。

この点に関して、いずれかの機関で、その問題は再びとりあげられることになる予定を残して会は盛会の中に終わった。

新 旧 の 協 定

(新)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

第8条

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (1) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む）
- (2) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む）
- (3) 航空機の安全且つ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (4) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む）

1960年7月

(旧)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定

第8条

日本国政府は、現行の手続で、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。但し、その手続は、随時に両政府間で合意されるべき変更又は日本国が国際民間航空機関若しくは世界気象機関の加盟国となった結果として生ずべき変更をうけるものとする。

- (1) 地上及び海上からの気象観測（「X」及び「T」という位置にある気象観測船からの観測を含む）
- (2) 気象資料（中央気象台の定期的概報及び過去の資料を含む）
- (3) 航空機の安全且つ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (4) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む）

31